

第4章 推進施策

基本目標1：4施策 18事業

基本目標2：3施策 16事業

基本目標3：4施策 40事業

基本目標4：3施策 16事業

第4章 推進施策

基本目標 1

「★」マーク付き事業は、第3期計画・初登載事業です。(他は継続事業)

健康で生きがいのある生活を送ることができる 地域社会の実現

1) 適切なケアマネジメントの推進

地域包括支援センターの適切な運営により、高齢者等の健康維持や生活支援を行うとともに、介護予防計画の作成や、認知症を含む介護予防についての相談・支援体制の整備等を通じて、適切なケアマネジメントの推進を図ります。

【推進事業】

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	地域包括支援センター運営事業	市が設置・運営し、高齢者等に対する総合相談や、介護予防マネジメントを行う。	高齢福祉課
2 ★	介護・認知症予防センター事業 ※H32年度事業開始予定	総合保健センターに、介護・認知症予防センターを設置し、いつでも誰でも介護予防（認知症含む）に関する相談や支援ができる体制を構築する。	高齢福祉課
3 ★	介護予防ケアマネジメント事業	高齢者のうち要介護状態となるおそれの高い人に対して、心身の状況等を把握して要因を分析し、予防するための計画を作成する。	高齢福祉課



2) 高齢者や障がい者等の社会活動支援

身体機能の低下などの原因により、高齢者の閉じこもりなどが社会問題となっている中、高齢者の生きがいづくりや、知識・経験の地域への還元、障がい者の就労支援などにより、高齢者や障がい者等の社会活動の活発化を図ります。

【推進事業】

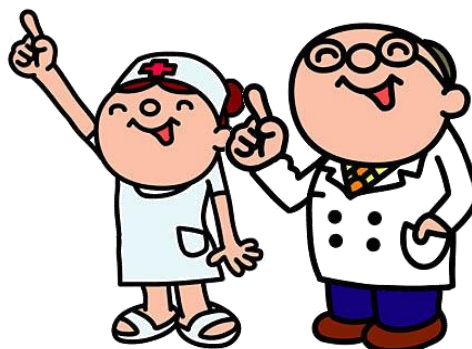
	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	ボランティアポイント事業	社会参加を通じた介護予防の促進のため、高齢者が介護保険施設等で行うボランティア活動に対してポイントを付与する事業を行う。	高齢福祉課 市社会福祉協議会
2	高齢者ほっとサロン事業	高齢者の閉じこもりや孤独感を解消し、会食やレクリエーションを通して仲間づくりの輪を広げ、心身機能の維持向上を図ることを目的に小地域ごとに開催する。	高齢福祉課 市社会福祉協議会
3 ★	高齢者バス特別乗車証支給事業	高齢者の生きがいづくりや社会参加促進のため、70歳以上の高齢者（身体障害者手帳1～4級、愛護手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者を除く）に対し、1年間利用できるバス特別乗車証を交付する。	高齢福祉課
4 ★	障がい者バス特別乗車証支給事業	6歳以上の障がい者に、市営バス及び南部バスの市内全路線で使用できるバス特別乗車証を交付する。	障がい福祉課
5 ★	自動車運転免許取得・改造事業	自動車運転免許取得及び自動車改造に要した経費を助成する。	障がい福祉課
6 ★	意思疎通支援事業	聴覚障がい者等が、手話通訳又は要約筆記を必要とする場合に手話通訳者等を派遣する。また、手話奉仕員養成事業に要する経費の補助を行う。	障がい福祉課
7 ★	障がい者就労支援団体ネットワーク事業	障がい者の就労に関する情報の提供・共有や、意見交換等を行う会議及び市民を含めた研修会を開催する。	障がい福祉課 市社会福祉協議会
8	各種公民館活動	各地域の特性を生かした学習活動を推進し、魅力ある地域づくりができるような講座を実施する。	社会教育課

3) 地域医療の連携推進

病気や事故などの際の適切な医療体制の確保が重要となっています。そこで、救急医療体制を確保するとともに、各医療機関の役割に応じた診療が受けられる体制を整備するなど、地域における医療連携の充実を図ります。

【推進事業】

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	救急医療体制の確保	第一次、第二次、第三次の救急医療体制により、救急患者の医療を確保する。	健康増進課
2	地域医療連携の推進	急性期の医療機関やかかりつけ医など、疾病や病態に応じた診療を推進する。	健康増進課
3	継続看護(訪問指導)の実施	施設看護から地域看護へと一貫性のある支援をするため、保健、医療、福祉関係機関と連携を図りながら実施する。	健康増進課



4) ワーク・ライフ・バランスの実現

性別や年齢などにかかわらず、誰もが仕事に充実感を感じながら働きつつ、子育て・介護・趣味・自己啓発・地域活動など、仕事以外の場面でも豊かな生活を送れるよう、仕事と生活の調和の実現を目指します。

【推進事業】

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	男女共同参画社会を考える情報誌「WITH YOU」発行事業	市民に男女共同参画に関する家庭・地域・職場などでの身近な話題や情報を提供するため、分かりやすく効果的な情報誌を発行する。	市民連携推進課
2	意識啓発講演会開催事業	一般市民を対象に男女共同参画の必要性について普及啓発を図るため、八戸市男女共同参画推進月間である10月に意識啓発講演会を開催する。	市民連携推進課
3 ★	ロールモデルPR事業	ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、起業や就業、社会活動等の様々な分野で活躍する方の情報を発信する。	市民連携推進課
4 ★	広報・ホームページ等による情報発信事業	男女共同参画やポジティブ・アクション促進等に関する情報を広報はちのへやホームページ等に掲載する。また、「商工ニュース」にワーク・ライフ・バランスや各種休暇制度等に関する記事を掲載する。	市民連携推進課 雇用支援対策課 八戸商工会議所

基本目標2

「★」マーク付き事業は、第3期計画・初登載事業です。(他は継続事業)

個人が尊重され誰もが公平に福祉サービスを受けられる体制の充実

1) 自立支援と権利擁護の推進

生活困窮者への早期支援と自立促進を図るとともに、年齢や障がいの有無の区別なく福祉サービスを受けられる体制の整備や、虐待等の防止に係る取組を推進します。

【推進事業】

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1 ★	生活困窮者自立支援制度	生活困窮者の早期支援と自立促進を図るために、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行う。	生活福祉課
2	日常生活自立支援事業	高齢者や障がい者が地域で安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用手続きや日常生活に必要な金銭管理の援助等を行う。	福祉政策課 市社会福祉協議会
3	成年後見制度利用支援事業	高齢者や障がい者などの成年後見制度利用にあたり、必要経費負担能力のない人に対して経費の一部又は全部を助成する。	高齢福祉課 障がい福祉課
4 ★	権利擁護支援事業	市長による成年後見の申立てへの支援や申立て費用及び後見人への報酬費用の助成、障がい者虐待に関する普及啓発活動の推進、虐待対応ケース会議の運営を行う。	障がい福祉課
5 ★	(仮称)権利擁護センター設置・運営事業	年齢や障がいの有無の区別なく相談対応ができる権利擁護センターを設置し、成年後見制度を推進する。	高齢福祉課
6	虐待等対策事業	高齢者・障がい者・子どもへの虐待、DV、いじめ等について、保健・医療・福祉・介護・教育等の関係機関の分野横断的な連携により、総合的な対策を講じる。	福祉政策課
7 ★	高齢者・障がい者虐待対策ケース会議	高齢者及び障がい者虐待に対する支援策や関係機関の連携体制構築などについての意見を聴取する。	高齢福祉課 障がい福祉課

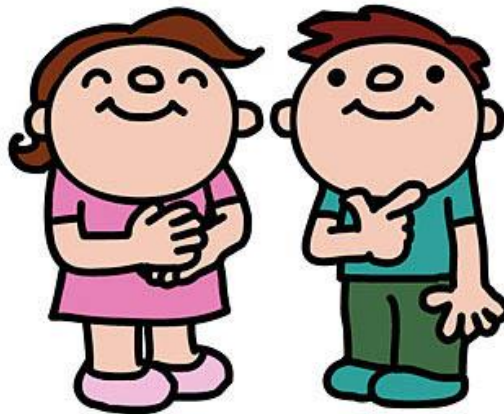
2) 相談支援・情報提供体制の充実

民間サービス事業者を含めた相談体制の周知に努めるとともに、複雑化・多様化する相談に対応するため、相談支援体制の充実を図ります。

また、地域住民一人ひとりが福祉に関する情報を確実に入手できるよう、様々な媒体による情報提供に努めます。

【推進事業】

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	福祉サービスの苦情相談・解決事業	福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、助言、相談、調査、あっせん等を行う。	関係各課 県社会福祉協議会
2	障がい者相談支援事業	専門の相談員による情報提供や助言、福祉サービスの利用支援、権利擁護のための必要な援助の提供を行う。	障がい福祉課
3	様々な媒体による情報提供	子育ての情報や、高齢者の情報など、対象者に応じた福祉関連の情報を、様々な媒体を通じて提供する。	関係各課



3) きめ細かなサービスの提供と質の向上

地域住民一人ひとりが求める福祉ニーズに柔軟かつ適切に対応するとともに、福祉サービスの質の向上を図り、利用しやすいサービスの提供体制を整備します。

【推進事業】

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1 ★	休日保育の実施	認定こども園・保育所（園）において、日曜日・国民の休日等に保育を実施する。	こども未来課
2 ★	一時預かり事業	家庭での保育が一時的に困難となった場合に認定こども園・保育所（園）において一時的な受入を実施するほか、幼稚園・認定こども園において、通常就園時間を超える在園児の受入を実施する。	こども未来課
3 ★	病児・病後児保育事業	病気の回復期に至っていないが症状が安定している子ども（病児）、及び病気の回復期にあるが集団保育が困難な子ども（病後児）を、病院又は認定こども園・保育所（園）で一時的に保育する。	こども未来課
4 ★	軽・中程度障がい児保育事業	保育を要する軽・中程度の障がい児を認定こども園・保育所（園）に入所させ、健常児とともに集団保育を実施する。	こども未来課
5 ★	障がい福祉サービスの給付事業	障がい者の地域における在宅生活を支援する「訪問系サービス」、通所によるサービスの提供により日常生活を支援する「日中活動系サービス」、住まい・夜間の生活を支援する「居住系サービス」の利用に係る費用を給付する。	障がい福祉課
6	第三者による福祉サービス事業の評価制度	福祉サービスの質と信頼感を高めるため、事業者の取組について、第三者による評価を行う。	関係各課 市社会福祉協議会

基本目標3

「★」マーク付き事業は、第3期計画・初登載事業です。(他は継続事業)

共に支え合い、 安心して暮らせる地域づくり

1) 地域の防災・防犯対策の充実

誰もが住み慣れた地域で安心、安全に生活できるよう、地域における防災体制や、防犯・交通安全対策の充実を図るとともに、近年、増加傾向にある消費者被害に対応する取組を推進します。

【推進事業】

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	災害時要援護者支援事業	重度の障がい者や要介護度の高い人等が、災害時における支援を地域の中で受けられる体制を整備する。	福祉政策課
2	防災講演会等への支援 ★	自主防災組織、各種団体、学校等が開催する防災講演会等へ講師を派遣する。	防災危機管理課
3	自主防災組織育成事業 ★	自主防災組織の育成強化を図るため、防災資機材整備に対する費用を補助する。	防災危機管理課
4	安全・安心情報発信事業 ★	気象、火災、防犯、消費生活、交通安全、危険動物等の情報を市民の携帯電話等にメール・アプリ配信することで、災害や事件・事故発生時における被害の拡大防止を図る。	防災危機管理課
5	地域の安心・安全見守り活動推進事業 ★	宅配業者、タクシー会社、新聞販売店等と「地域の安心・安全見守り協定」を締結し、事業者が業務上把握した地域住民の状況や、道路・公園等の破損箇所に関する情報を市へ通報してもらい、必要な対応につなげる。	福祉政策課
6	地域防犯管理者の養成事業	防犯対策にかかる一定の知識、技能を修得するため講習会を開催し、地域、事業所において、防犯診断、防犯指導を行い、犯罪被害の未然防止を図る。	防犯交通安全課
7	新入学児童に対する防犯笛の配布	児童に対する犯罪を未然に防止するため、新入学児童に防犯笛を配布する。	防犯交通安全課

8	交通安全移動教室の実施	保育園、学校等の依頼に応じて、歩行教室、自転車教室、ダミー衝撃テスト、映写会などの交通安全移動教室を実施する。	防犯交通安全課
9	交通安全推進団体の育成・支援	地域や家庭での交通安全教育の推進、関係機関の連携を図るため、交通安全協力員や交通安全母の会連合会などの交通安全推進団体の育成・支援を行う。	防犯交通安全課
10	地域安全・安心マップづくり推進事業	子どもを犯罪被害から守るための地域安全マップを、各小学校において作製する。	防犯交通安全課
11	八戸市安全・安心まちづくり推進★協議会	市民、連合町内会、地域ボランティア団体、事業者、市、教育委員会、警察、消防、その他関係機関・団体により構成される協議会で、安全・安心なまちづくりについて協議する。	防犯交通安全課
12	安全情報配信システムの実施	風水害による通学路の危険情報や不審者情報などを、携帯電話やパソコンの電子メールを利用して保護者等に配信することにより、学校、家庭、地域のネットワークを生かした子どもたちの安全確保を図る。	教育指導課
13	悪質商法の被害防止のための出前講座の実施	悪質商法の被害防止のため、特に高校生・高齢者向けに出前講座を実施する。	商工政策課
14	悪質商法相談事例紹介	マスコミや市の広報を利用し、悪質商法の相談事例を紹介する。	商工政策課
15	消費生活相談の実施	悪質商法等の被害にあった場合や、あう前の事前防止のため、専門の相談員を配置し、消費生活相談を行う。	商工政策課



2) 住民同士が支え合う活動の促進

地域住民の福祉活動への積極的な参画を促進するとともに、活動拠点の整備など通じた活動に参画しやすい環境づくりを進め、住民同士が支え合う地域活動の活性化を図ります。

【推進事業】

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	ファミリーサポートセンター運営事業	育児等の手助けを受けたい人と手助けをしたい人が会員として登録し、会員同士で相互援助活動を行う。	子育て支援課 市社会福祉協議会
2	ほのぼのコミュニティ21推進事業	ほのぼの交流協力員を配置し、地域とのつながりが必要な世帯の定期訪問や、交流活動を行う。	福祉政策課 市社会福祉協議会
3	★ 連合町内会連絡協議会連携事業 (町内会加入促進など)	八戸市連合町内会連絡協議会と連携し、町内会への加入促進や、町内会の組織強化を図る。	市民連携推進課
4	★ 「地域の底力」実践プロジェクト 促進事業	地域の人材や文化、伝統、自然などの地域資源を活用し、課題解決や地域活性化に向けて取り組む地域を支援する。	市民連携推進課
5	★ 地域担当職員制度	協働のまちづくりを推進するため、地域と行政のつなぎ役となる担当職員を公民館(24館)の区域ごとに設置する。	市民連携推進課
6	地域集会所整備費補助金	集会所の新築・改修・建替・トイレ水洗化への助成を行う。	福祉政策課
7	子育てサロン支援事業	地域の公民館や児童館において開催される子育てサロン(地域の親子が気兼ねなく集まり、子育ての相談や交流ができる場)の運営を支援する。	こども未来課 市社会福祉協議会
8	つどいの広場事業	親子が気軽に集い、様々な遊びや体験を通じて相互に交流を図る場を提供するとともに、子育てについての相談、情報提供、助言などの援助を実施する。	こども未来課
9	地域子育て支援センター設置事業	地域の認定こども園・保育所(園)を活用し、子育ての不安・悩みの相談や保護者同士の交流の場を提供する。	こども未来課
10	放課後児童健全育成事業	放課後に、保護者が就労等の事情により家庭にいない小学生を対象とし、適切な遊びの場及び生活の場を与えることで、児童の健全な育成を図る。	子育て支援課

11	児童館運営事業	児童に健全な遊びを与え、健康増進や情操を豊かにすることを目的とした、児童の健全育成に関する総合的な機能を有する施設を運営する。	子育て支援課
12	児童館母親クラブ活動事業	児童の健全な育成を図るため、母親など地域住民による、親子及び世代間交流・児童の事故防止活動等、児童福祉向上に寄与する活動を行う。	子育て支援課
13	地区公民館を核とした地域 ★ コミュニティ活動の促進	住民が自ら、地域福祉をはじめとした様々な地域課題を解決していくため、会合等の場として公民館を積極的に提供する。また、地域の情報を収集・提供するとともに、地域づくりを行う人材の発掘及び活用等、地域づくりのコーディネートに努める。	社会教育課



3) ボランティア・NPO活動の支援と協働の推進

複雑化・多様化する地域の課題への対応や、災害発生時の避難支援など、自主的な活動を行うボランティア・NPOが活動しやすい環境を充実させるとともに、市民・事業者・行政の協働による取組を推進します。

【推進事業】

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	市民活動サポートセンター運営事業	市民活動団体の拠点施設として市民活動サポートセンター「わいぐ」を設置し、公益的な活動を行う市民活動団体に対して、打合せスペースや作業スペース、市民活動に関する情報などを提供する。	市民連携推進課
2	協働のまちづくり研修会	協働のまちづくりへの積極的な参加・参画を促進するため、一般市民を対象とした研修会を開催する。	市民連携推進課
3	ボランティア活動の促進	ボランティア活動情報の収集や提供、ボランティア養成研修などの開催、及びボランティア活動保険料を助成するとともに、行政と協働するボランティア活動を促進する。	市民連携推進課
4	★ 「元気な八戸づくり」市民奨励金制度	市民活動団体や地域コミュニティ活動団体が自主的に行う公益的なまちづくり活動に対し奨励金（初動期支援コース、まちづくり支援コース）を交付する。	市民連携推進課
5	★ 「元気な八戸づくり」市民提案制度	市民活動団体や事業者などから、市民と行政が協働して取り組むことにより相乗効果が期待できる事業提案を募集する。採択された事業を提案者と協力して実施する。	市民連携推進課

4) 暮らしやすい環境の整備

高齢者や障がい者などが積極的に社会活動に参画することができるよう、バリアフリーに対する意識の高揚を図るとともに、市民の誰もが生活上の移動に制約を受けず、安心・安全に、快適に移動できる環境を整備します。

【推進事業】

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	バリアフリー化推進事業	高齢者や障がい者へ配慮する気持ちを養うため、地域住民等に対し、高齢者疑似体験や車椅子操作体験の体験型講習会を実施する。	福祉政策課
2	低床バスの導入	乗り降りのしやすい、低床バスを導入する。	交通部運輸管理課
3	福祉バス運行事業	各種福祉団体が活動する際の移動手段を確保し、社会福祉活動等の促進を図る。	福祉政策課
4	南郷コミュニティバス運行事業	南郷地域における地域住民の移動手段を確保するため、コミュニティバスを運行する。	南郷事務所
5	南郷コミュニティ交通運行事業	南郷地域における地域住民の移動手段を確保するため、コミュニティタクシーを運行する。	南郷事務所
6	福祉有償運送事業	NPO等によるボランティア輸送としての有償運送により、移動制約者の移動手段を確保する。	都市政策課
7	生活交通路線の確保	市民の生活に不可欠なバス路線を維持する。	交通部運輸管理課 都市政策課



基本目標 4

「★」マーク付き事業は、第3期計画・初登載事業です。(他は継続事業)

福祉の心づくりと

人材育成

1) 地域福祉を担う人材や団体等の育成、支援

地域における福祉活動を推進できる人材の育成を進めるとともに、地域福祉を担う団体や事業者等が行う活動を支援します。

【推進事業】

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	八戸市社会福祉協議会との連携及び支援	地域福祉を推進していく上での中核機関となる社会福祉協議会と行政の密接な連携を図り、運営への支援を行う。	福祉政策課
2	福祉サービス事業者の育成及び連携	福祉サービス事業者に対する研修等を通じてサービスの質の向上を図るとともに、行政と事業者との連携を深めることで、災害時等の体制を整備する。	関係各課
3	民生委員児童委員への研修	民生委員児童委員及び主任児童委員、福祉協力員を対象として研修大会を開催する。	福祉政策課 市民生委員児童委員協議会
4	保健推進員活動	市民の保健衛生に対する意識の高揚と健康の保持増進を図るため、保健活動の地域推進員を設置する。	健康増進課
5	食生活改善推進事業	健康づくりのための自主的な食生活改善の普及啓発を行う食生活改善推進員の育成と活動を支援する。	健康増進課
6 ★	認知症サポーター養成事業	キャラバン・メイトが講師となり認知症やその対応方法について学習し、地域の中でさりげないサポートをする認知症サポーターを広く養成する。	高齢福祉課
7 ★	障がい者就労サポーター養成事業	障がい者雇用(予定)企業や就労支援サービス事業所の関係者、市民等を対象に、障がい者就労サポーター養成講座を開催する。	障がい福祉課

2) 福祉教育の推進と福祉意識の醸成

次代を担う青少年に対する福祉教育や福祉体験を推進することにより、福祉を必要とする人への理解と思いやりの心を育みます。

また、地域に出向いての福祉講座や、健康づくりの啓発のための教室などを開催し、市民の福祉意識の醸成を図ります。

【推進事業】

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	青少年の地域活動	ボランティアの活動を通して、様々な地域活動に参加し、地域社会の一員としての自覚と関心を深める。	教育指導課
2	福祉体験学習	学校等からの要請に基づき、高齢者の疑似体験や車椅子体験等を実施する。	市社会福祉協議会
3	ボランティア推進校事業	児童、生徒を対象に、社会福祉への関心や理解を深めるとともに、地域での具体的な体験活動を通して、思いやりの心を育て、お互いに連帯し助け合う力を養い、併せて家庭や社会への啓発を図る。	福祉政策課 市社会福祉協議会
4	福祉意識の醸成のための出前講座の実施	福祉意識を高めるため、学校や地域に出向き、福祉の出前講座を実施する。	福祉政策課 市社会福祉協議会
5	鷗盟大学運営事業	高齢者の生きがい増進や生涯学習の中での福祉の心づくりの推進のため、鷗盟大学を運営する。	高齢福祉課
6	健康まつりの実施	市民の健康づくりの意識高揚を図るため、講演会、健康体操の紹介、健康展等を実施する。	国保年金課
7	健康教育・健康相談事業の実施	乳児から高齢者まで、各年代に応じた健康づくりを展開できるように健康教育・健康相談事業を実施する。	健康増進課

3) 世代間交流の促進

世代を超えた交流を進めることにより、高齢者の多様な経験や知識を次代に伝えるとともに、子どもの思いやりの心を育てます。

【推進事業】

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	三世代交流事業	地域の高齢者と児童が昔遊びや餅つき会等の交流会を通してふれあい、世代間の交流を図る。	高齢福祉課 市社会福祉協議会
2	地域伝統芸能の後継者養成への支援	無形民俗文化財の後継者養成のための事業に対し助成を行う。	社会教育課

